熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備
基本構想・基本計画

令和３年３月

熊谷市

目次

Ⅰ　基本構想 1
1．策定の趣旨 1
1.1　策定の趣旨 1
1.2　位置付け 2
1.3　整備予定地の現況 3
1.4　機能移転・統廃合対象施設の現況 5
2．前提条件の整理 12
2.1　本市の現状と新施設の整備の背景 12
2.2　新施設が応える政策的・地域的課題 14
2.3　新施設に対するニーズ 15
3．先行事例の整理 18
3.1　先行事例に見る整備動向 18
4．新施設の基本理念 20
4.1　確保すべき機能の方向性と基本理念 20
4.2　新施設の考え方 21
4.2.1　（仮称）こどもセンターの考え方 21
4.2.2　（仮称）中央保育所の考え方 21
4.2.3　（仮称）保健センターの考え方 22
4.2.4　休日・夜間急患診療所の考え方 22

Ⅱ　基本計画 23
1．施設計画 23
1.1　敷地条件 23
1.2　配置計画及び外観計画 25
1.3　建物の配置・諸室及び規模 26
1.4　計画案 34
2．事業手法の検討 38
2.1　民間活力導入手法の導入範囲の整理 38
2.2　手法の概要と特徴 39
2.3　手法の比較 40
3．概算事業費 41
3.1　施設整備概算事業費 41
3.2　維持管理運営概算事業費 41
4．事業手法の評価 42
5．整備スケジュール 44

Ⅰ　基本構想

１．　策定の趣旨

１.１　策定の趣旨

近年、子育て分野では、人口減少、少子高齢化や核家族化などによる家族形態の変化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもや子育てをめぐる社会環境は大きく変化しています。こうした社会変化は、子どもや保護者同士の交流の機会を減少させ、保護者の育児に対する孤立感や不安感、ストレスなどの増大の原因ともなっており、多様化する子育て世帯への総合的な支援、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築、関係機関との連携強化が急務となっています。

一方、保健分野では、超高齢社会を迎え、医療・介護など社会保障費の増加が見込まれる中、健康無関心層にも働きかけることのできる健康づくり事業の展開が求められています。そこで、地域における保健活動の充実・強化に向け、生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に適切に取り組んでいく必要があります。また、これまで熊谷保健センター、妻沼保健センター、母子健康センターで行っていた保健業務の統合・見直しを図ることで、利用者の生活環境や家庭環境に応じたきめ細かなサポートを行っていくことも必要です。

このような状況を踏まえ、熊谷市（以下、本市という。）では、老朽化が進行する保育所や保健施設の再編とあわせて、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目的とする「子育て支援・保健拠点施設（以下、新施設という。）」の整備に向けた検討を行うこととなりました。なお、検討にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行を端緒とした子育て支援環境の変化に十分な配慮をしていきます。

『熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備 基本構想・基本計画（以下、本構想・計画という。）』は、新施設の整備に関して、確保すべき機能の方向性や基本理念、導入機能などの基本的な考え方を示すものです。

１.２　位置付け

本市では、平成 30 年３月に策定した『第２次熊谷市総合振興計画』において、将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」と定め、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指しています。同計画では、将来都市像の実現のために重点的・先導的に実施するリーディング・プロジェクトとして、「子育てを応援するまちづくり」と「アセットマネジメントの推進」を位置付けるとともに、政策２「健康で安全・安心に暮らせるまち」の施策として「健康づくりを推進する」、「医療体制を充実させる」を位置付けています。

「子育てを応援するまちづくり」では、妊産婦ケアの推進や子育て環境の整備をはじめ、安心して出産・子育てができる環境の整備、親の経済的及び心理的負担の軽減、子どもの健全な育成を地域全体で見守り支援する体制づくりなどに向けた取組の推進を掲げています。

また、「健康で安全・安心に暮らせるまち」では、健康づくり体制の充実、保健事業の推進、救急医療体制の確保と充実を掲げています。

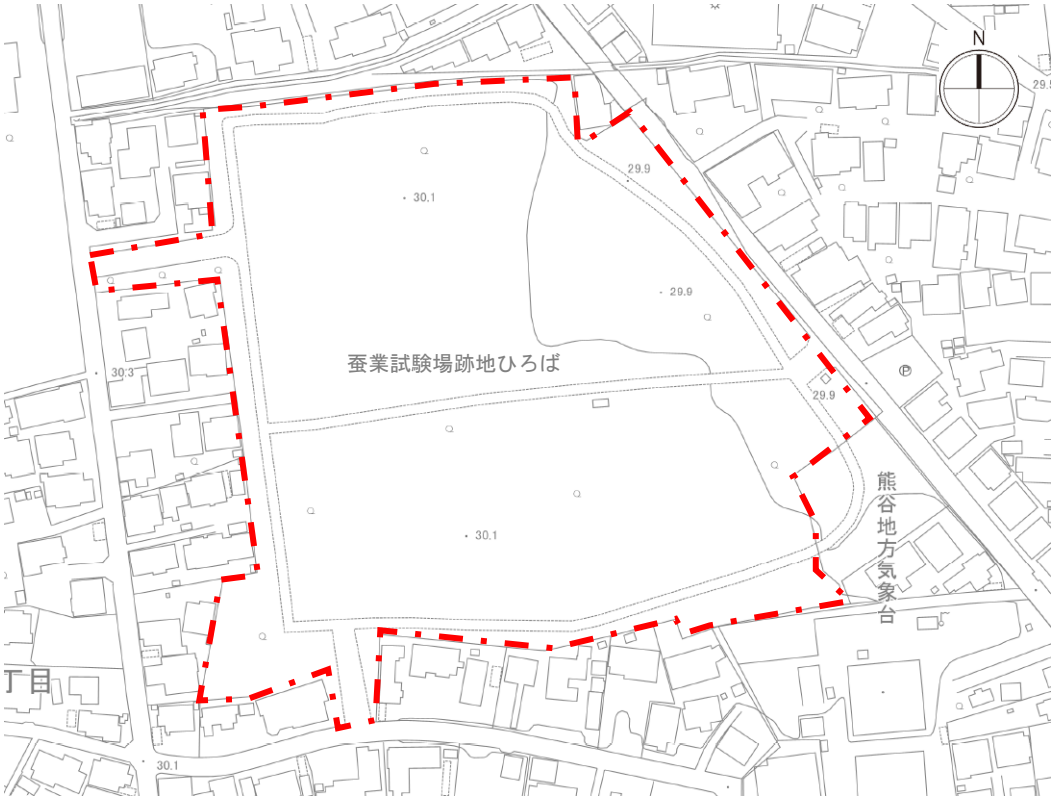
さらに、「アセットマネジメントの推進」では、既存の公共施設の効率的かつ効果的な整理統合、健全で効率的な行財政運営などに向けた取組の推進を掲げています。個別施設の具体的な方針としては、令和２年３月に策定した『熊谷市個別施設計画』において、（仮称）こどもセンターの新設、保育所の統廃合等による機能の維持・強化、保健施設及び休日・夜間急患診療所の集約・移転を定めています。

本構想・計画は、上記の将来都市像、施策、方針などの具現化を図るものです。

1.3　整備予定地の現況

整備予定地の概要は、以下のとおりです。

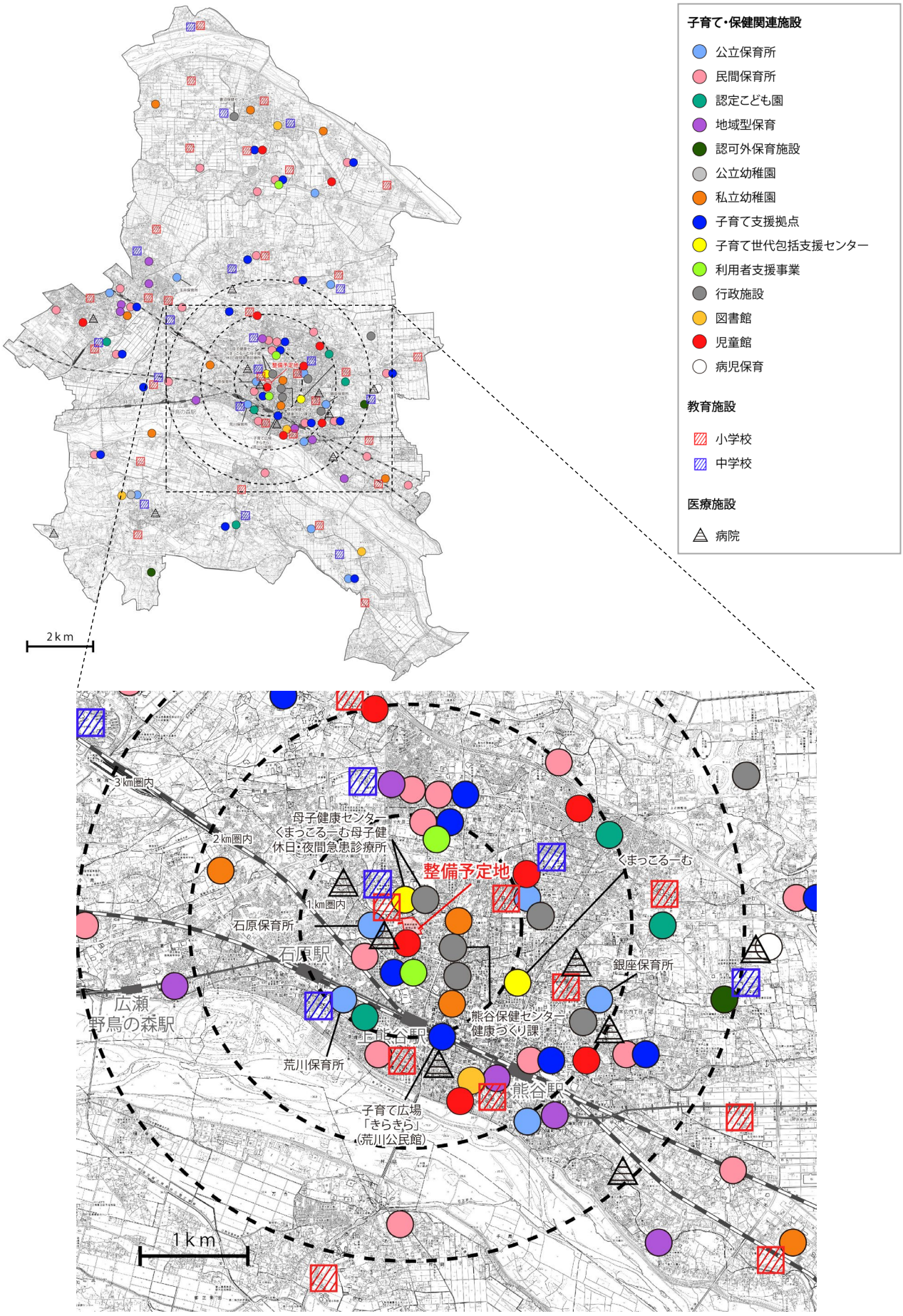
名称	蚕業試験場跡地ひろば
位置	熊谷市石原三丁目 27 番地
敷地面積	約 27,000m^2
都市計画情報	用途地域：第一種住居地域（建ぺい率 60%・容積率 200%） 防火地域：なし 高度地区：なし
交通アクセス	JR 熊谷駅・秩父鉄道熊谷駅から約 2km（徒歩約 25 分） 秩父鉄道石原駅から約 1.6km（徒歩約 20 分）
人口	熊谷市人口：196,829 人（出典：住民基本台帳　令和２年１月１日時点） ３km 圏域内人口：約 11 万人（出典：住民基本台帳　令和２年１月１日時点）



整備予定地

市内における子育て・保健関連施設の分布を次頁に示します。

整備予定地は、子育て・保健関連施設が集積したエリアに位置します。近隣には、民間保育所や認定こども園、私立幼稚園のほか、熊谷児童相談所や熊谷市立コミュニティセンター、石原児童館（婦人児童館）や箱田高齢者・児童ふれあいセンターなどが立地します。新施設は、これらの施設と役割分担をしたうえで、連携強化を図っていくものとします。



市内における子育て・保健関連施設の分布（全域図・拡大図）

※医療施設（病院）は熊谷市医師会 HP を基にプロット

１.４　機能移転・統廃合対象施設の現況

機能移転・統廃合対象施設等の考え方は、以下のとおりです。

整備する施設の名称	機能移転・統廃合対象施設等の考え方
（１）（仮称）こどもセンター	子どもの遊びの場、学びの場を新設
－①子育て広場「きらきら」	（１）（仮称）こどもセンター内への機能移転
－②子育て世代包括支援センター「くまっこるーむ」	母子健康センター内の「くまっこるーむ母子健」を（１）（仮称）こどもセンター内に機能移転し、拡充 ※市庁舎６階の「くまっこるーむ」は継続
（２）（仮称）中央保育所	荒川保育所・銀座保育所・石原保育所・玉井保育所の機能移転及び統廃合
（３）（仮称）保健センター	保健事業に関する施設を統廃合し、再整備
－①健康づくり課	（３）（仮称）保健センター内への機能移転
－②保健施設 **・熊谷保健センター** **・妻沼保健センター** **・母子健康センター**	（３）（仮称）保健センター内への機能移転及び統廃合
（４）休日・夜間急患診療所	機能移転

次頁より、（１）～（４）の機能移転・統廃合対象施設の現況を整理します。

（１）－①子育て広場「きらきら」

子育て広場「きらきら」の建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

建物等の現況	**建築年度**	昭和 62 年（荒川公民館内に開設）
	延床面積	41.25m^2 ※荒川公民館の活動スペースである和室（１）・（２）の面積の合計
	駐車場台数	荒川公民館の駐車場を利用 ※荒川公民館の駐車場が満車の場合は、近隣のコインパーキングを利用
運営の現況	**既存機能の事業**	子育て中の親子（おおむね３歳児未満の乳幼児とその保護者）の交流、子育てに関する相談、子育て支援に関する情報の提供
	開所時間	原則、火曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）　９：00～12：00
	職員の配置状況	２名
	主なイベント等	・保健師子育て相談（月１回） ・ママのハンドメイド（月１回） ・ベビーマッサージ（月１回） ・お誕生日会（月１回） ・絵本の読み聞かせ（週１回） ・わらべ歌遊び（週１回） ・子育て『ママ心』相談（随時） ・季節の行事 正月遊び／豆まき／ひな祭り／はじめての集い／母の日／父の日／七夕／プール祭り／敬老の日／運動会／ハロウィン／クリスマス会

（１）－②子育て世代包括支援センター「くまっこるーむ」

子育て世代包括支援センター「くまっこるーむ」の建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

		くまっこるーむ	くまっこるーむ母子健
建物等の現況	**建築年度**	昭和 48 年（市庁舎６階に所在）	昭和52年(母子健康センターに所在)
	延床面積	43.2m^2	24.0m^2
	駐車場台数	来訪者用：市役所の駐車場を利用 職員用　:民営駐車場を借上げて利用	母子健康センターの駐車場を利用
運営の現況	**既存機能の事業**	母子保健型※１＋基本型※２	母子保健型※１
	開所時間	平日・土曜日（祝日・年末年始を除く） ※土曜日は土曜開庁日 ８：30～17：15	平日（祝日・年末年始を除く） ８：30～17：15
	委託運営者	①母子保健コーディネーター　：埼玉県助産師会熊谷地区 ②子育て支援コーディネーター：NPO 法人子育てネットくまがや	
	職員の配置状況	①助産師：1.5 名／日 ②保育士等：1.2 名／日	①助産師：1.0 名／日
	来所者数 （令和元年度）	母子保健型 1,275 名 基本型 690 名	413 名

※１：母子保健型：母子健康手帳の交付、妊娠中及び出産後の相談等

※２：基本型：子育ての悩みや心配事相談、各種相談窓口への案内、子育て支援サービスの紹介等

（2）荒川保育所・銀座保育所・石原保育所・玉井保育所

荒川保育所・銀座保育所・石原保育所・玉井保育所の建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

		荒川保育所	銀座保育所	石原保育所	玉井保育所
建物等の現況	建築年度	昭和 51 年	昭和 40 年	昭和 44 年	昭和 47 年
	延床面積	495.57m^2	278.23m^2	371.82m^2	351.08m^2
	駐車場台数	来訪者用：３台 職員用　：０台	来訪者用：５台 職員用　：０台	来訪者用：４台 職員用　：０台	来訪者用：４台 職員用　：０台
運営の現況	既存機能の事業	児童を保育する児童福祉施設の運営 ※玉井保育所のみ、駅前保育ステーション事業（籠原駅を利用して通勤する保護者を対象に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を実施）の対象			
	開所時間	平日・土曜日（祝日・年末年始を除く）　７：30～18：30			
	対象年齢	生後８週～			
	定員	60 名	60 名	60 名	60 名
	職員の配置状況 （令和２年８月１日時点）	16 名	17 名	18 名	19 名
	主なイベント等	・誕生会 ・運動会 ・発表会 ・親子観劇会 ・所外保育（春・秋） ・プラネタリウム見学 ・防犯教室 ・交通安全教室 上記の他、各保育所で季節の行事や独自のイベントを開催			

（3）－①健康づくり課

健康づくり課の建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

建物等の現況	**建築年度**	平成元年（熊谷保健センターに所在）
	延床面積	事務室：53.63m^2、倉庫：33.28m^2
	駐車場台数	熊谷保健センターの駐車場を利用
運営の現況	**既存機能の事業**	保健事業及び市民の健康づくり事業の企画及び推進、地域医療の推進、健康に関する計画の策定
	開所時間	平日（祝日・年末年始を除く）　8：30～17：15
	職員の配置状況	８名

（3）－②保健施設

熊谷保健センター・妻沼保健センターの建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

		熊谷保健センター	妻沼保健センター
建物等の現況	建築年度	平成元年	平成 10 年
	延床面積	1,716.65m^2	2,100.23m^2
	駐車場台数	来訪者用：10 台、職員用：18 台	来訪者用：8 台、職員用：2 台
運営の現況	既存機能の事業	成人保健事業（各種がん検診等、歯と口の健康診査、健康相談、健康教育及び特定保健指導等に関する事業等）の実施	保健師や栄養士が、市民の健康相談や保健指導、母子保健に関する業務で活用
	開所時間	平日（祝日・年末年始を除く） ８：30～17：15	月曜日・金曜日 （祝日・年末年始を除く） ９：00～16：30
	職員の配置状況	14 名	３名
	主な健（検）診実施事業等 （令和元年度）	○健（検）診（個別検診） ・がん検診 ・歯と口の健康診査 ○実施事業等 ・がんばる女性の健康セミナー（年８回、79 名） ・ヘルスアップ教室（25 回、493 名） ・ウォーキングクラス（4 回、153 名） ・糖尿病予防教室（14 回、88 名） ・高血圧予防教室（2 回、25 名） ・食育推進セミナー（３回、24 名） ・健康教育（31 回、1,040 名） ・特定保健指導（151 名） ・健康相談・栄養相談（170 回、237 名） ・精神保健相談（面接・電話相談・訪問）（利用者数 3,084 名）	○健診 ・乳児健康診査（年５回、受診者数 91 名） ・３歳児健康診査（年５回、受診者数 115 名） ○実施事業等 ・離乳食教室（年６回、利用者数 75 名） ・すくすくスクール OB（年１回、利用者数 12 名） ・育児相談（運動相談含）（年 12 回、利用者数 391 名） ・ことばの相談（年３回、利用者数 26 名） ・心理相談（年４回、利用者数５名） ・精神保健相談（面接２名・電話相談）

母子健康センターの建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

建物等の現況	**建築年度**	昭和 52 年
	延床面積	990.13m^2
	駐車場台数	来訪者用：64 台、職員用：28 台
運営の現況	**既存機能の事業**	各種定期予防接種の案内・情報提供、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図る健康診査や保健指導、育児や発育・発達に関する相談
	開所時間	平日（祝日・年末年始を除く）　8：30～17：15
	職員の配置状況	22 名
	主な健診・実施事業等 （令和元年度）	○予防接種 ・定期接種予診票を交付（958 件） ○健診 ・乳児健康診査（年 22 回、受診者数 981 名） ・３歳児健康診査（年 22 回、受診者数 1,133 名） ○実施事業等 ・ママパパ教室（年 18 回、利用者数 410 名） ・すくすくスクール（年 65 回、利用者数 502 名） ・すくすくスクール OB（年 2 回、利用者数 21 名） ・育児相談（運動相談含）（年 35 回、利用者数：1,038 名） ・ことばの相談（年 56 回、利用者数 502 名） ・心理相談（年 39 回、利用者数 130 名） ・来所相談（利用者数 334 名）

（４）休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の建物等の現況、運営の現況は、以下のとおりです。

		休日・夜間急患診療所 （内科・小児科）	休日急患診療所 （歯科）
建物等の現況	建築年度	昭和 52 年	
	延床面積	234.34m^2	109.07m^2
	駐車場台数	母子健康センターの駐車場を利用	
運営の現況	既存機能の事業	休日及び夜間における比較的軽症な内科・小児科の患者の診療	休日における比較的軽症な歯科の患者の診療
	開所時間	休日： 日曜日・祝日・振替休日・年末年始 ９：00～12：00、13：00～16：00 夜間： 毎日　19：00～22：00	休日： 日曜日・祝日・振替休日・年末年始 ９：00～12：00
	職員の配置状況	休日：８名、夜間：４名	３名

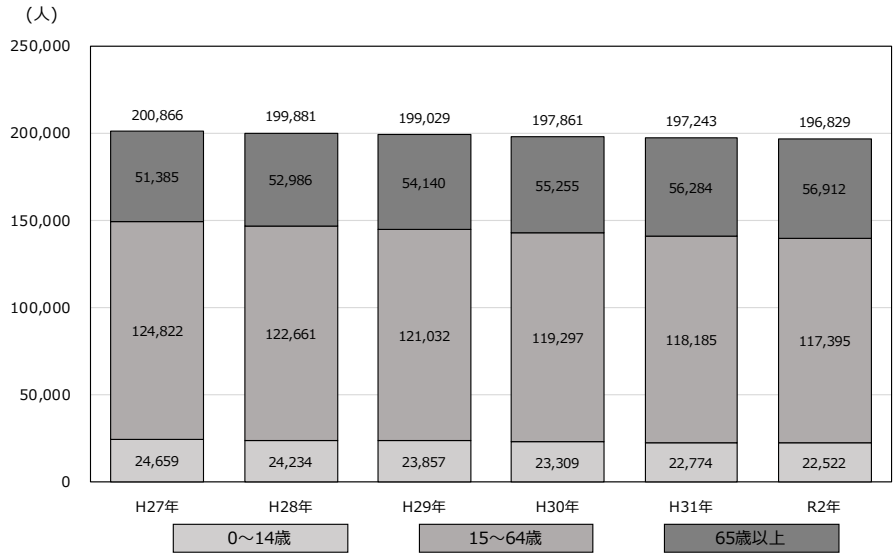
2．　前提条件の整理

2.1　本市の現状と新施設の整備の背景

本市の現状から、新施設の整備の背景を整理します。

（1）人口の現状と課題

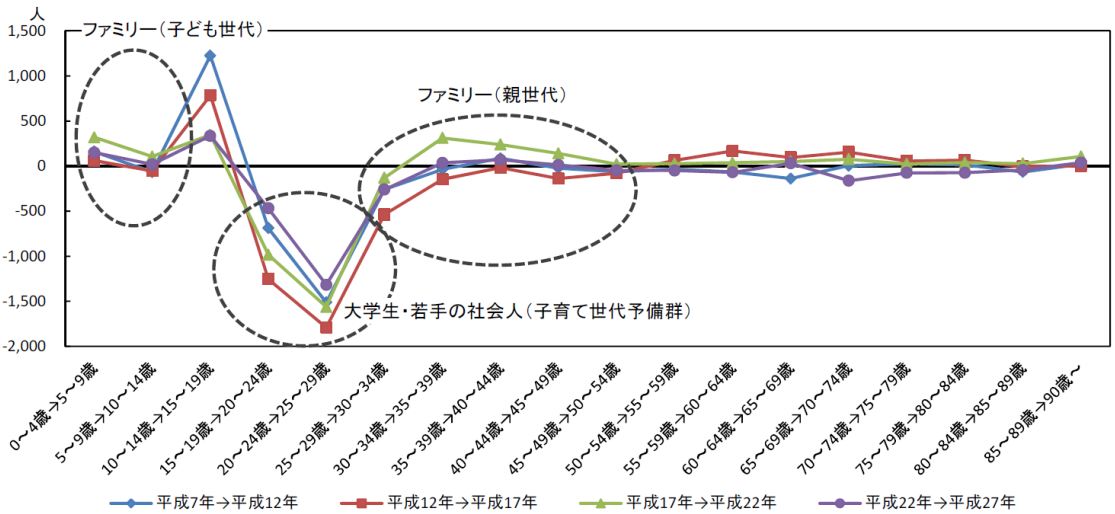
本市の人口は、令和 2 年時点で 196,829 人となっており、平成 27 年以降の 5 年間で 4,037 人減少しています。年齢 3 区分別に見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加しています。



※各年 1 月 1 日時点

人口の推移

年齢 5 歳階級別人口の社会増減（転入・転出）に着目すると、進学や就職をきっかけとした 10～20 代の転出が顕著となっています。また、0～15 歳（子ども世代）や 30～40 歳（親世代）のファミリーの転入は停滞しています。このような傾向への対策の 1 つとして、子育て環境のさらなる充実を図る必要があります。



年齢 5 歳階級別人口の社会増減

（２）児童施設の現状と課題

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を平成 29 年 10 月から本庁舎及び母子健康センターに設置し、母子手帳の交付、妊娠中及び出産後の相談などを行う母子保健型の利用者支援事業と、子育ての悩みや心配事相談、各種相談窓口への案内、子育て支援サービスの紹介などを行う基本型の利用者支援事業を開始したほか、民間の地域子育て支援拠点施設３か所においても、基本型の利用者支援事業を行ってきました。また、子育て中の親子が交流する場、育児不安などの相談・援助の場として利用される地域子育て支援拠点を 19 か所にまで拡充するなど、未就園児への支援の充実を図っています。

一方、児童館の利用者が減少傾向にあることを踏まえ、除却が予定されている児童館（荒川児童館・東児童館・石原児童館）の受け皿となる施設として、全ての児童が利用できる施設の整備を検討する必要があります。

また、近年では、家庭でも学校でもない、気軽に寄れて安心できる第３の場所、いわゆる「子どもの居場所」の必要性が高まりつつあります。人とのつながりが希薄化し、他者との交流や体験など「多様な学び」の機会が減少する中、社会全体で子どもを育てる環境を整えていく必要があります。

（３）保育所の現状と課題

多様な保育ニーズに応えるため、私立保育所、認定こども園及び小規模保育施設などを新設し、定員を増加させるとともに、保育の選択肢の多様化を図ることで、待機児童の解消に努めてきました。

公立保育所においても、質の高い保育を実践するため、耐用年数を超過した保育所への対応やニーズにあった多様な保育の推進を図る必要があります。

また、現在の各保育所は、敷地面積が小さく、同一敷地内での建て替えが困難なことなどから、限られた財源の中で、より効率的・効果的な保育所運営を推進し、新たな場所での統合による機能の維持・強化を図る必要があります。

（４）保健施設の現状と課題

医療費が増加傾向にある中、健康教育や相談、運動教室などの開催、各種健（検）診や予防接種などの保健事業を実施し、健康づくり体制の強化や健康寿命の延伸に努めてきました。また、初期救急については、休日・夜間急患診療所の適正な運営により、医療体制を確保しています。

現在、保健施設は、市内３か所（熊谷保健センター・妻沼保健センター・母子健康センター）に分散しており、耐震性に課題のある施設の更新とあわせて、利用者が感じる分かりにくさの解消や業務の効率化を図る必要があります。また、母子保健分野においては、乳幼児の健康の保持増進、発育発達、虐待防止などの育児支援を含む役割の拡充が求められており、関係機関との連携の強化を図る必要があります。

2.2　新施設が応える政策的・地域的課題

本市における上位関連計画などから、キーワードを抽出し、新施設が応える政策分野から見た課題、整備予定地周辺の地域的観点から見た課題を整理します。

（1）政策分野から見た課題

子育て・保育分野に関するキーワード	出典
・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の円滑な実施	・第２次熊谷市総合振興計画 ・第２期熊谷市子ども・子育て支援事業計画
・相談機能の強化	
・一時預かり事業等の多様な保育の推進	
・保育所（園）及び放課後児童クラブ等の計画的な整備による待機児童ゼロの達成	
保健分野に関するキーワード	**出典**
・健康づくり事業への関心や健康診査の受診率の向上	・第２次熊谷市総合振興計画 ・熊谷市第４次健康増進計画
・適切な初期救急医療体制の確保	・第２次熊谷市総合振興計画

（2）地域的観点から見た課題

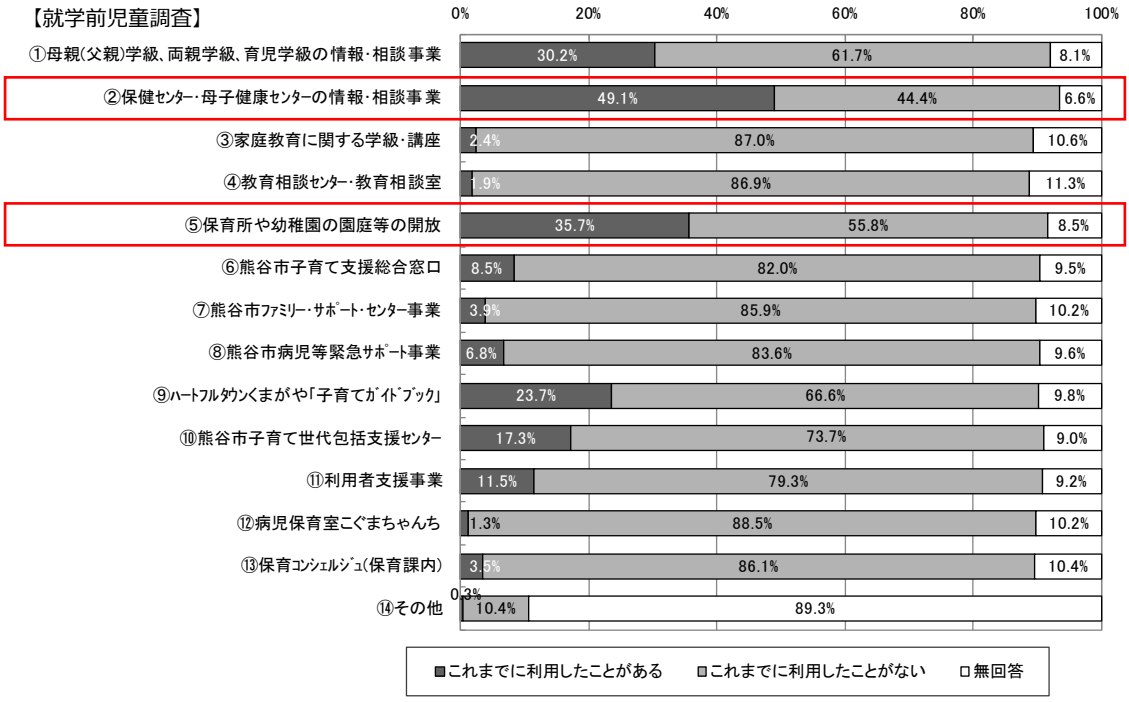
キーワード	出典
・蚕業試験場跡地の地域の活性化への貢献	・旧熊谷市都市計画マスタープラン
・小学校・中学校・高等学校が多く立地する特性を生かした交流活動の活性化	
・公園や一息つけるカフェなどの店舗の不足	・子育て支援施設説明会アンケート結果 ・関係者ヒアリング調査
・施設利用者の利便性を確保するための公共交通ネットワークの整備	・第２次熊谷市総合振興計画

2.3　新施設に対するニーズ

平成 30 年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査や、子育て・保育分野、保健分野の関係団体・関係機関への関係者ヒアリング調査の結果などから、新施設に対する利用者・運営者のニーズを整理します。

施設全般のあり方について

・子育て支援の核となる施設。
・子どもたちと保護者が安心して楽しく過ごせる場。
・開館曜日など利用制限の少ない施設。
・各子育て関連事業の利用度について「②保健センター・母子健康センターの情報・相談事業」、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」の割合が比較的高くなっていることから、新施設での相談業務のワンストップ化や遊びの場の提供が必要。
・子育て世代包括支援センター、ファミリーサポートセンター、保育コンシェルジュの導入などによる相乗効果。



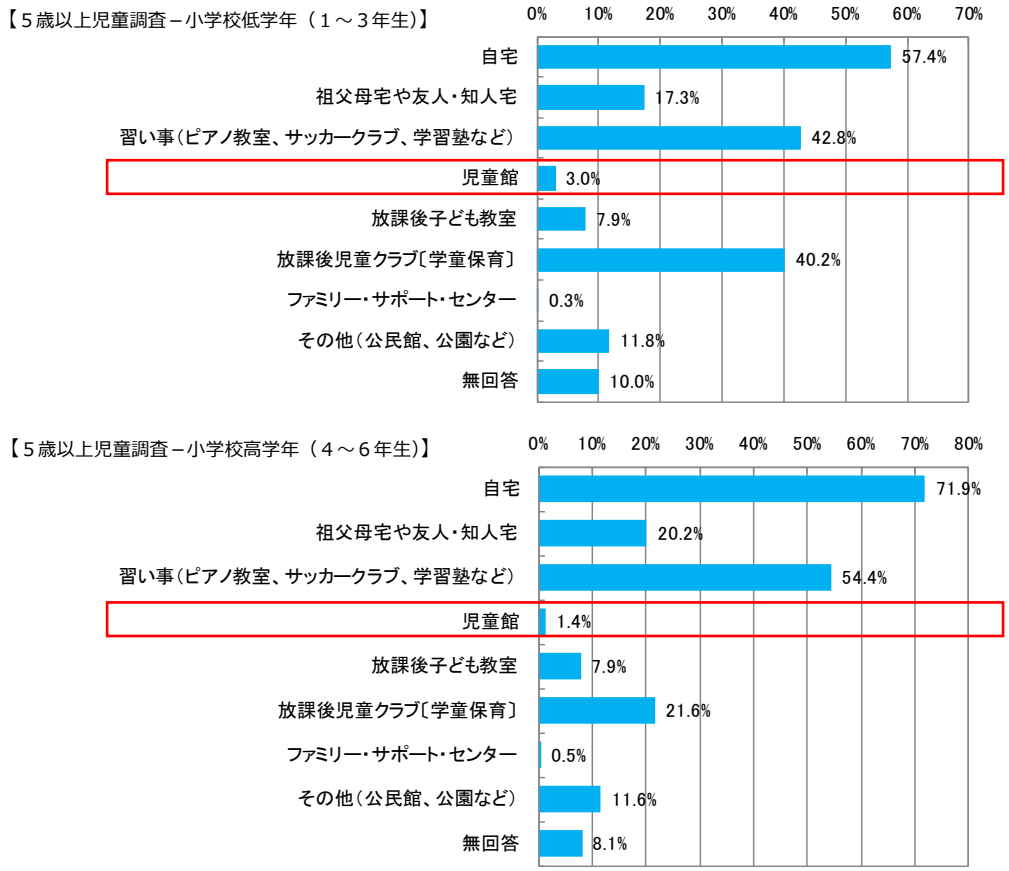
各子育て関連事業の利用度

施設の設計検討段階における留意事項について

・各機能に影響がないゾーン分けや出入口の設置、分かりやすい動線の検討（新型コロナウイルス感染症対策を含む）。
・防犯対策や防災対策（公園や避難所などとしての機能を付加）。
・周辺住宅に対する環境対応。
・交通渋滞への対策。
・周辺道路の安全対策工事の検討。
・安全かつ十分な駐車場の整備。
・公共交通ネットワークの整備。
・周辺地域に溶け込む外観。

（仮称）こどもセンターのあり方について

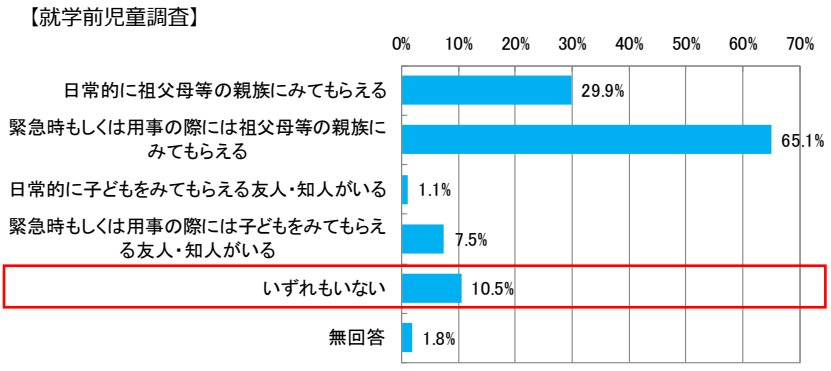
・子どもが安全に安心してのびのびと遊べる環境づくり。
・放課後（平日）子どもに過ごしてもらいたい場所について、「児童館」と回答した割合は小学校低学年・高学年ともに低調。従来の児童館ではニーズに応えられていないと推測される。
・アンケートの自由記述欄には、子どもの遊び場に関する要望が多数寄せられたことから、天候に左右されない屋内施設の設置に対するニーズが高いと推測される。



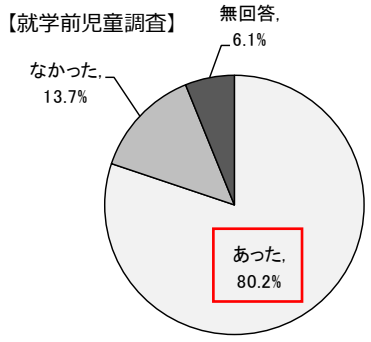
放課後（平日）子どもに過ごしてもらいたい場所

（仮称）中央保育所のあり方について

・安心して子どもを預けることができる施設。
・子どもをみてもらえる親族・知人の有無について「日常的、緊急時もしくは用事の際、いずれもみてもらえる人がいない」と回答した割合が一定数存在する。また、子どもの病気やけがにより平日の定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験について「あった」と回答した割合が高くなっていることから、緊急時等の一時入所機能（一時預かり）の導入に対するニーズが高い。



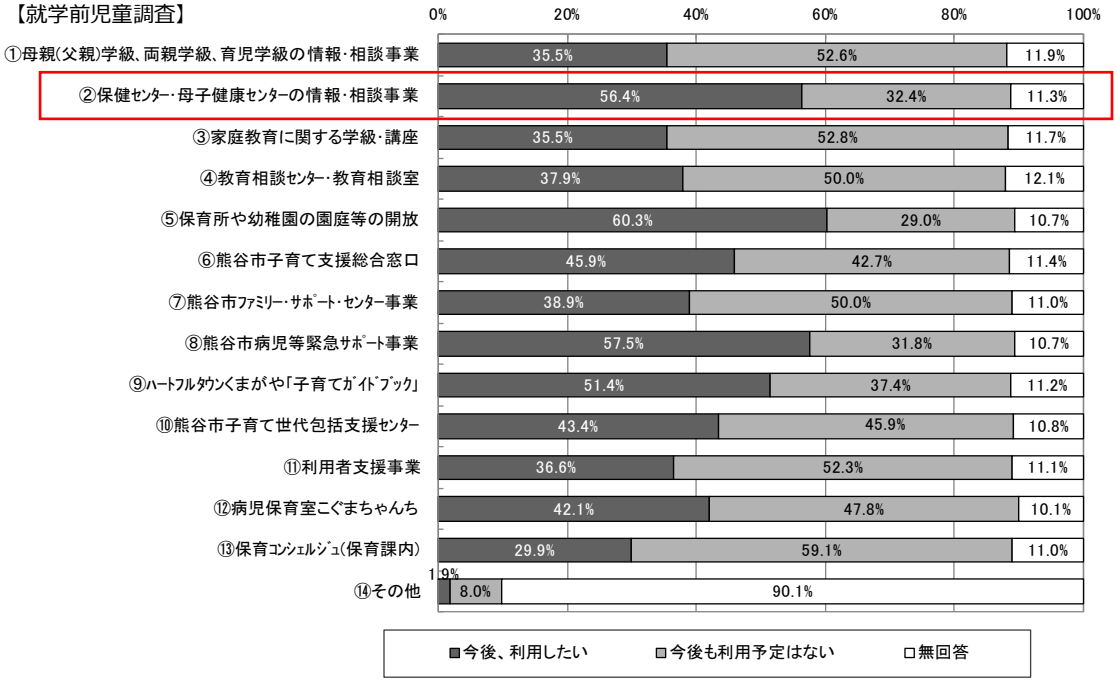
子どもをみてもらえる親族・知人の有無



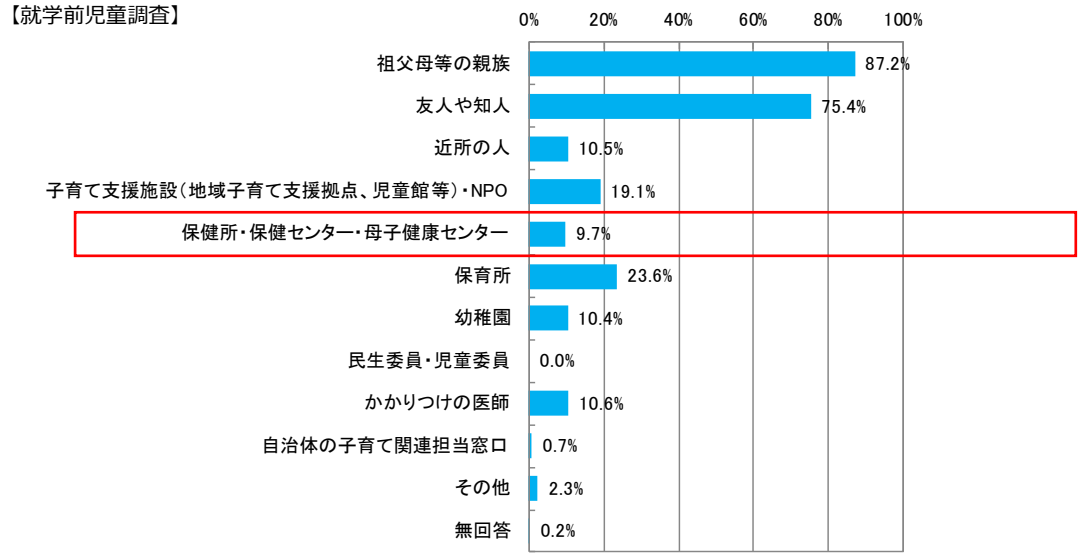
子どもの病気やけがにより
平日の定期的な教育・保育事業が
利用できなかった経験の有無

（仮称）保健センターのあり方について

・健康づくりをサポートする体制の充実。
・健康で自立した生活が長く続けられる支援の充実。
・各子育て関連事業の利用意向に関して、「②保健センター・母子健康センターの情報・相談事業」と回答した割合は比較的高い。一方、子育てに関して気軽に相談できる先として「保健所・保健センター・母子健康センター」と回答した割合が低くなっていることから、市庁舎などに出向いて相談するハードルが高いと考えられる。（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを集約配置することにより、気軽に相談できる場を提供する。
・複数事業の機能移転・統合による事務の効率化を図る。



各子育て関連事業の利用意向



子育てに関して気軽に相談できる先

休日・夜間急患診療所のあり方について

・初期救急医療体制の確保・充実。

3． 先行事例の整理

3.1　先行事例に見る整備動向

以下に示す４つの観点から先行事例を抽出し、整備動向を整理します。

①施設内に保育機能（保育所や一時預かりなど）が整備されている事例

②施設内に保健機能（相談など）が整備されている事例

③民間運営がなされている機能が付随している事例

④子育て支援機能に、指定管理者制度などが積極的に導入されている事例

導入機能について		参考事例
子育て支援機能	・親子の交流の場・遊び場の提供とあわせて、専門スタッフによる相談機能を導入している事例が多い。 ・ファミリーサポートセンターの窓口を設置している事例もある。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・ふくふくこども館（山口県下関市） ・あいぱれっと（埼玉県さいたま市） ・K´BIX 元気 21 まえばし（群馬県前橋市） ・飯山市子ども館　きらら（長野県飯山市）
	・小学生以上を対象に含める施設では、放課後児童クラブや児童館のほか、学習支援機能を付加している事例もある。 ・バンドスタジオやダンススタジオを設置するなど、中学生・高校生の居場所づくりを行っている事例もある。	・あいぱれっと（埼玉県さいたま市） ・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・飯山市子ども館　きらら（長野県飯山市） ・戸田市児童センターこどもの国（埼玉県戸田市） ・こども未来館　あいぽーと（北海道石狩市）
保育機能	・通常保育や延長保育のほか、一時的に家庭での保育が困難となった児童を預かる一時預かりや休日保育を導入している。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・戸田市児童センターこどもの国（埼玉県戸田市）
保健機能	・健（検）診の受付や保健指導などを導入している事例が多い。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・hoKko（ほっこ）（岩手県北上市）
その他	・市民活動の展示の場や自由に使用できる多目的室などを導入している事例がある。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・ふくふくこども館（山口県下関市） ・K´BIX 元気 21 まえばし（群馬県前橋市）
運営時間について		**参考事例**
・開館時間は午前 9 時からとしている施設が多く、閉館時間は早い施設で午後 6 時まで、遅い施設で午後 9 時までとなっている。 ・周辺への配慮（音・光など）や利用ニーズの有無を把握したうえで、適切な閉館時間を設定している。		・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・戸田市児童センターこどもの国（埼玉県戸田市） ・あいぱれっと（埼玉県さいたま市） ・こども未来館　あいぽーと（北海道石狩市）
・導入機能によって運営時間が異なる場合、フロアを分ける、出入口の設置場所を工夫するなど、配慮を行っている。		・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・戸田市児童センターこどもの国（埼玉県戸田市） ・あいぱれっと（埼玉県さいたま市）
・幅広い年代の子どもを対象とする場合、年代によって利用時間に制限を設定（乳幼児以下・小学生・中学生など）している事例がある。		・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・こども未来館　あいぽーと（北海道石狩市）

運営方法について	参考事例
・指定管理者などが施設全体を一括管理している事例がある。	・ふくふくこども館（山口県下関市） ・戸田市児童センターこどもの国（埼玉県戸田市） ・こども未来館　あいぽーと（北海道石狩市）
・民間運営がなされている機能としては、スーパーやカフェのほか、保育所などがある。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・K´BIX 元気 21 まえばし（群馬県前橋市）
・子育て支援機能に指定管理者制度を導入、または子育て支援機能を民間事業者などに一部委託している事例では、子育てや学習の相談事業、遊び場、保育所などに導入している。	・さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） ・子ども未来プラザ鎌倉（東京都葛飾区） ・あいぱれっと（埼玉県さいたま市） ・K´BIX 元気 21 まえばし（群馬県前橋市）

４．　新施設の基本理念

４.１　確保すべき機能の方向性と基本理念

「２．前提条件の整理」や「３．先行事例の整理」から、新施設で確保すべき機能の方向性として、以下の５点を掲げます。

（１）子どもがのびのびと過ごせる環境づくり

乳幼児だけでなく小学生・中学生・高校生も含めた全ての子どもたちが、家族や友人と一緒に来て、自由に遊び、学び、体験できる機能を充実させます。特に、遊び場空間については、屋外だけでなく、屋内にも設置し、天候に左右されずにのびのびと過ごせる環境づくりを行っていきます。

（２）子育ての悩みや心配の解消につながる機能の充実

妊娠、出産、育児など、子育てに関するあらゆる悩みや心配事を気軽に相談できる場を、遊びの場、学びの機能と集約することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させていきます。また、各種相談に関する総合案内機能の付加も検討していきます。さらに、地域的な子育てネットワークを醸成するため、施設を利用する保護者同士が自然にコミュニケーションを取ることのできる環境づくりを行っていきます。

（３）保育を必要とする保護者に寄り添い、多様なニーズに応える保育機能の強化

一時預かりや特別な支援が必要な児童の預かりなど、保育を必要とする保護者のニーズに応える預かり機能を充実させます。また、（仮称）こどもセンターの機能導入にあたっては、テレワークの普及をはじめとした就業形態の変化への対応として、託児付きワーキングスペースなど、子育てと仕事を両立できる機能の付加も検討していきます。

（４）健康づくりの推進

健康で自立した生活が長く続けられるよう、市民の主体的な健康づくりを支援していきます。また、家庭、地域等の社会的環境も個人の健康に影響を及ぼすことから、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりを行っていきます。

（５）初期救急医療機能の充実

関係医療機関との協力・連携により、休日・夜間急患診療所における適切な初期救急医療機能を充実させていきます。

上記を踏まえ、新施設の基本理念を次のとおり定めます。

安心できる子育て環境と健やかな暮らしを支える拠点
～のびのび　すこやかに～

４.２　新施設の考え方

（仮称）こどもセンター、（仮称）中央保育所、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の考え方を整理します。

４.２.１　（仮称）こどもセンターの考え方

（１）導入機能の考え方

新施設では、子育て支援機能として、未就学児から高校生までの子どもの遊び場・学び場を新設します。この機能が幅広い年代の子どもの居場所となるよう、民間事業者などと協力し、弾力的な運営をしていきます。

また、子育て世代包括支援センターを設け、専門知識を有するコーディネーターを配置し、母子保健型（母子手帳の交付、妊娠中及び出産後の相談など）及び基本型（子育ての悩みや心配事相談、各種相談窓口への案内、子育て支援サービスの紹介など）の機能を提供します。妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、関係機関と連携して、切れ目のない包括的な子育て支援を行います。さらに、地域子育て支援拠点事業や子育てサークル活動などの機能を提供し、交流活動に関する支援を行います。

（２）管理運営の考え方

新設施設であり、子育て世代のニーズ把握やそのニーズに対応した施設整備及び運営においては、民間ノウハウの発揮が期待できることから、民間事業者に委ねることを検討していきます。

また、維持管理においても、施設運営と一体的に、民間事業者に委ねることを検討していきます。

４.２.２　（仮称）中央保育所の考え方

（１）導入機能の考え方

新施設では、保育所機能として、既存施設で実施している通常保育・延長保育に加え、一時預かりを実施します。また、保健・福祉等の関係機関と連携し、障害児保育の拡充について検討していきます。

（２）管理運営の考え方

新施設においても引き続き直営とします。

維持管理においては、他機能と一体的に民間事業者に委ねるかを個別業務ごとに検討していきます。

４.２.３　（仮称）保健センターの考え方

（１）導入機能の考え方

行政機能・保健機能をあわせて一元的な保健サービスを提供します。

①行政機能

行政機能として、保健事業及び市民の健康づくり事業の企画及び推進、地域医療の推進、健康に関する計画の策定などを引き続き提供します。

②保健機能

新施設では、これまで３か所で行っていた業務を集約し、市民に寄り添った、質の高い効率的な保健活動を行います。成人保健・母子保健などの対象を隔てずに、全てのライフステージに保健師・管理栄養士等が携わり、地区担当制を推進することにより、担当地区の保健師が乳幼児から大人までの相談に対応できるなど、市民にとってわかりやすい保健サービスを提供します。

また、市民の健康の保持増進を図るため、各種がん検診や歯と口の健康診査業務、健康相談、健康教育、特定保健指導及び精神保健に関する事業や各種定期予防接種業務、乳幼児の健康診査、保健指導、発育・発達に関する相談などを引き続き提供します。

（２）管理運営の考え方

新施設においても引き続き直営とします。

維持管理においては、他機能と一体的に民間事業者に委ねるかを個別業務ごとに検討していきます。

４.２.４　休日・夜間急患診療所の考え方

（１）導入機能の考え方

新施設では、初期救急医療機能として、既存施設で実施している休日・夜間診療（比較的軽症な内科・小児科）を引き続き提供します。

（２）管理運営の考え方

新施設においても引き続き直営とします。

維持管理においては、他機能と一体的に民間事業者に委ねるかを個別業務ごとに検討していきます。

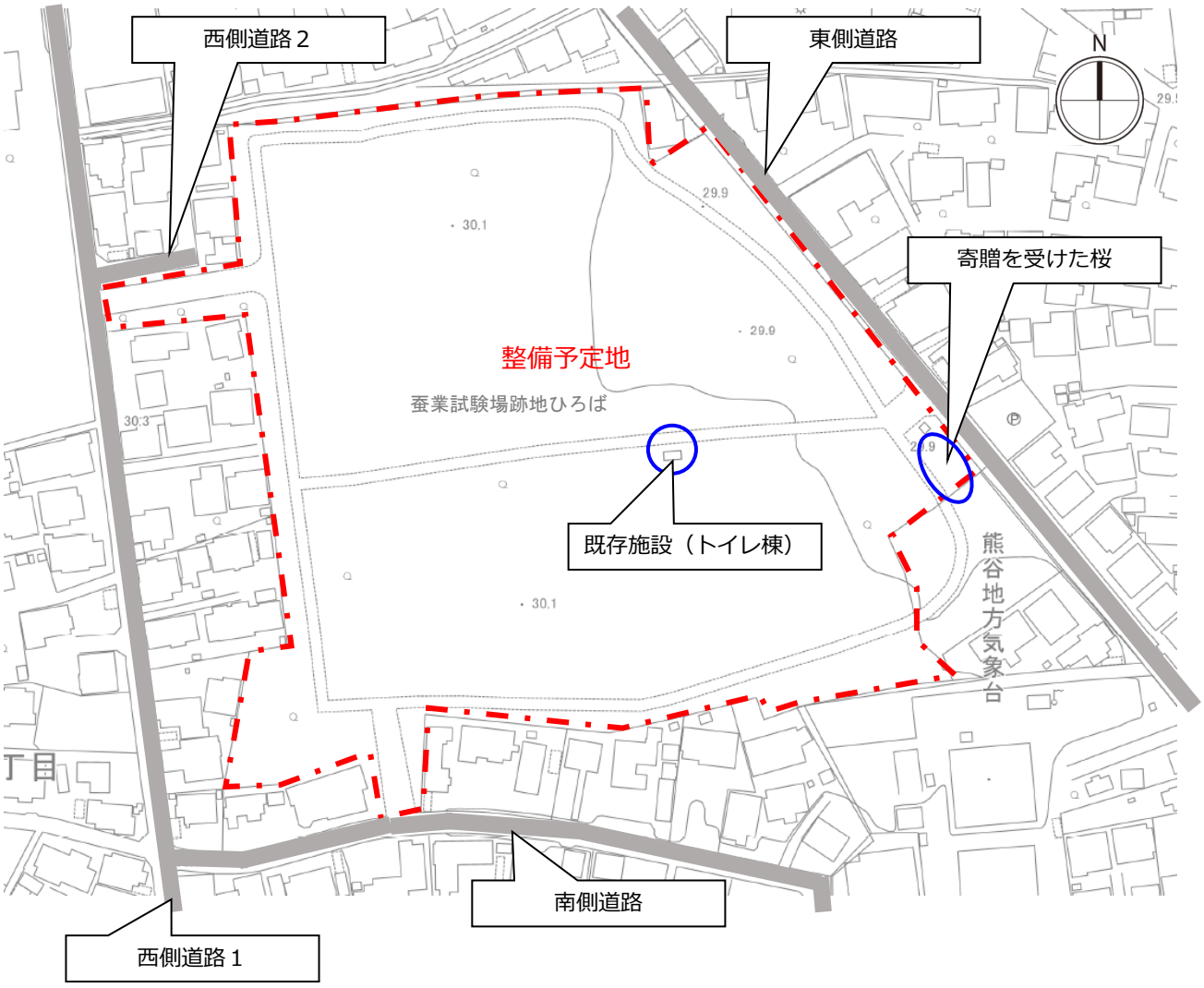
Ⅱ　基本計画

１．施設計画

１.１　敷地条件

新施設の整備予定地における敷地条件及び既存施設の概要は、以下のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2">地名地番</td><td colspan="4">熊谷市石原三丁目 27 番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td colspan="4">約 27,000 ㎡
※敷地内に廃止された道路が存在している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="4">第 1 種住居地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">建蔽率</td><td colspan="4">60%</td></tr>
<tr><td colspan="2">容積率</td><td colspan="4">200%</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火地域</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度地区</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋蔵文化財</td><td colspan="4">包蔵地域外</td></tr>
<tr><td colspan="2">前面道路</td><td>東側道路</td><td>南側道路</td><td>西側道路１</td><td>西側道路２</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>建築基準法上の種類</td><td>１項１号</td><td>１項１号</td><td>１項１号</td><td>１項５号</td></tr>
<tr><td>幅員</td><td>市道　6.0m</td><td>市道　5.4m</td><td>市道　5.5m</td><td>位置指定　6.3m</td></tr>
<tr><td>一方通行</td><td>南から北</td><td>相互通行可</td><td>北から南</td><td>相互通行可</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インフラ敷設情報</td><td>上水</td><td>本管 250φ</td><td>本管 75φ</td><td>本管 100φ</td><td rowspan="4">※位置指定道路のため、インフラ接続は行わない。</td></tr>
<tr><td>下水</td><td colspan="3">本管 250φ</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td colspan="2">低圧 75mm</td><td>中圧 150mm
低圧 75mm</td></tr>
<tr><td>電力</td><td colspan="3">高圧電力の引き込みが可能（電力供給会社未協議）</td></tr>
<tr><td colspan="2">洪水ハザードマップ</td><td colspan="4">浸水深さ 1.0m～2.0m 未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">既存建物</td><td colspan="4">トイレ１棟（上水：東側道路より引き込み、下水：東側道路本管へ接続）
常夜灯９基</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4">東側道路に面した敷地南側にある桜は伐採不可</td></tr>
</table>



前面道路及び既存施設、その他の現況

１.２　配置計画及び外観計画

（１）配置計画

配置計画においては、住宅地であることや道路付けなどの計画地の特性を踏まえ、以下の点に配慮した計画とします。

- 南側道路からの出入りは歩行者・自転車に限定します。車両は、東側・西側道路からのアクセスとし、東西に抜けられる計画とします。ゆうゆうバスは、東側道路からのアクセスとします。
- 全ての施設を１敷地とする計画、または（仮称）中央保育所を別敷地として２敷地に分割する計画とします。
- （仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体の建物とする計画、または機能別に分けて２棟とする計画とします。２棟とする場合は、利用者の相互の行き来に配慮し、渡り廊下などにより屋外で接続する計画とします。
- （仮称）中央保育所は、セキュリティなどを考慮し、独立した建物とします。
- 休日・夜間急患診療所は、感染症対策を考慮し、独立した建物とします。
- 敷地内通路の工夫や誘導看板等を設置し、周辺道路への集中や混雑が発生しないようにします。
- 敷地内を石原小学校の通学路として使用するため、歩車分離に配慮した計画とします。
- 可能な範囲において、既存樹木を活用した外構計画とします。
- 子どもの遊び場のほか、近隣住民のためのウォーキングコースを整備します。
- 将来、学童保育棟（平屋建て建築面積 600 ㎡程度）を増築できるスペースを敷地内に確保します。
- 浸水対策として、受変電設備などの重要設備は２階以上の高さに設けるものとします。

（２）外観計画等

外観計画等においては、以下の点に配慮した計画とします。

- 周辺住居への日影の影響に配慮した位置、高さとします。
- 規模、高さの異なる複数の機能の建物が建設されることになりますが、複合施設として統一感があり、周辺環境になじむ計画とします。
- 親子で訪れる機会が多い施設であることから、明るい印象を与え、周辺環境と調和する外壁の色や仕様を検討します。
- 「熊谷市 市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、県内産木材の積極的な採用を推奨し、やすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間づくりを目指します。

１.３　建物の配置・諸室及び規模

（仮称）こどもセンター、（仮称）中央保育所、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の４つの用途別に建物を構成し、道路付けや敷地内車路（東西に通り抜けを可能とする方針）を踏まえて、各建物の配置と諸室及び規模を整理します。

（１）（仮称）こどもセンターの配置・諸室及び規模

計画地の中で最も石原小学校に近い北西に配置するものとします。なお、（仮称）こどもセンターと屋外広場が一体的に利用できるよう、屋外広場に面して施設を配置します。

親子が過ごせる施設として、主に未就学児から小学生までの児童の利用を想定します。全天候型の屋内遊戯施設として、大型遊具を整備したプレイルームを中心に、工作室や乳幼児ルーム、軽体育室、子育て世代包括支援センター「くまっこるーむ」、ファミリーサポートセンターを配置します。また、地域子育て支援拠点事業や子育てサークル等ができるスペースを設け、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。あわせて、中学生から高校生の利用を中心としてダンスや楽器練習などに利用可能な音楽室、自習室のほか、多世代の利用が可能な調理室、会議室、多目的室などの諸室で構成し、小さな子どもから高校生までがお互いを認識できる場所とします。なお、子育て世代のニーズに対応したより良い施設とするため、乳幼児ルーム、会議室、多目的室１・２の設置を前提に、プレイルームなどについてはその使い方や規模、構成について民間事業者の提案を求めるものとします。

１階または 2 階建てとし、延べ床面積は 2,300 ㎡程度とします。屋外広場には体を動かして遊ぶ遊具のほか、夏の日差しを避けて過ごすことができるテラスなどを整備します。

構成する諸室とその概要は以下のとおりです。

機能・室名			概要
屋内機能	エントランスホール		風除室を設け、エントランスホールから事務室とプレイルームが見渡せる配置とする。
	事務室		７～８人程度の利用を想定した規模とする。利用者の受付、案内、子どもの遊び場、学びの場に関する運営を行う。
	支援室		７～８人程度の利用を想定した規模とする。子育て世代包括支援センター、ファミリーサポートセンターで構成。相談カウンター、打合せスペースを設置する。
	子育て広場		概ね３歳未満の乳幼児及び保護者を対象とした、地域子育て支援拠点事業や子育てサークルの支援を行えるスペースを確保し、子育て中の親子の交流の場を提供する。
	調理室		調理室、調理倉庫で構成。講師台と高さ調整可能な調理台（４台）を配置する。
	託児室		調理室に隣接し、調理室から託児室内が見える仕様とする。
	民間事業者の提案を求める機能	乳幼児ルーム	10 組 20 人程度の親子が集まれる規模とする。乳幼児の安全に配慮し、プレイルームとは区画した空間とする。
		プレイルーム	15 組 40 人程度の親子が身体を動かして遊べる大型遊具を配置した屋内空間とする。年齢別に乳児、幼児～小学校低学年、小学校中・高学年が楽しめる空間とする。
		工作室	10 人程度の美術工芸・科学工作等の教室を行う。
		軽体育室	バスケットコート１面程度の広さ。バスケットボールやバドミントン、三輪車などに対応。
		軽体育室用倉庫	軽体育室で使用する道具等の保管庫。
		音楽室１・２	２室設け、１室を 15 人程度のダンス練習室、１室をバンド練習室とする。
		自習室	10 人程度が読書や自習できる部屋。
		会議室	40 人程度の会議室。相談室、学習スペースとしての利用も想定する。
		多目的室１・２	60 ㎡を２室設ける。待機児童の状況により、学童保育室としての転用を可能とするため、直接屋外からアクセスできる位置とする。
	給湯室		各階に設ける。
	トイレ		乳幼児トイレ、多機能トイレ、男女別トイレを設ける。ベビーカー利用者に配慮した構造・広さとする。
	更衣室		50 人分の男女別ロッカーを設置。それぞれにシャワー室を設ける。
	その他		授乳室、倉庫等を適宜設ける。
屋外機能	テラス		雨や日差しがよけられる屋外テラスを設ける。
	屋外広場		既存樹木を有効活用しつつ、レジャーシートが広げられる芝生広場やベンチなどを設ける。
	屋外遊具		幼児～小学校３・４年生をターゲットに兄弟が一緒に遊べるよう、ツリーハウスやクッション遊具などを中心に広い年代の子どもが遊べる遊具を設置する。
	駐車場		（仮称）こどもセンター、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の利用者用140台程度、公用車用10台程度の駐車場を敷地内に設ける。

利用イメージを以下に示します。



エントランスホールの利用イメージ



プレイルームの利用イメージ



乳幼児ルームの利用イメージ



支援室の利用イメージ

（2）（仮称）中央保育所の配置・諸室及び規模

単独で接道、給排水などのインフラ引き込みの計画が可能な位置として、計画地の南東に配置します。

施設は 0 歳児から 5 歳児までの保育所として、各年齢に応じた保育室及び一時預かり保育室のほか、遊戯室、調理室、医務室、事務室などの諸室で構成します。

1 階または 2 階建てとし、延べ床面積は 1,500 ㎡程度とします。

園庭には概ね 3 歳児未満と 3 歳児以上の遊具を整備し、年齢に応じた屋外遊び場を確保します。園庭からは（仮称）こどもセンターの屋外広場へ直接アクセスできる出入口を設けます。

構成する諸室とその概要は以下のとおりです。

機能・室名		概要
屋内機能	エントランス	園児用、職員用の下足入れを設ける。
	保育室 1	0 歳児室。44 ㎡程度とし、調乳・沐浴室を併設する。
	保育室 2～6	1～5 歳児室。各室 90 ㎡程度とし、可動式間仕切りで 2 室に分けられるようにする。全ての保育室から直接園庭に出られるようにし、園庭側に園庭用の下足入れを設ける。
	保育室 7	5 人程度の一時預かりの保育室。30 ㎡程度とする。
	園児用トイレ	各保育室からアクセスしやすい位置に複数ヶ所設ける。
	遊戯室	300 ㎡以上の屋内遊戯スペース。
	事務室	20 人程度の利用を想定した規模とする。
	医務室 1 ・ 2	24 ㎡程度を 2 室設ける。
	調理室 1 ・ 2	園児分と職員分をあわせて約 240 人分の給食を用意できる規模とする。ドライ運用とし、一般用とアレルギー対応の調理室を設ける。アレルギーの 4 大品目「小麦、大豆、卵、乳」に対応のほか、各児童のアレルギー品目に対応。
	更衣室	約 50 人分の男女別ロッカーを設置できる規模とする。
	休憩室	20 人程度が休憩できる規模とする。
	その他	給湯室、職員用の男女別トイレ、倉庫を設ける。
屋外機能	園庭	500 ㎡以上とする。夏季にシェード等で日除けが可能な場所に屋外プールが設置できるよう配慮する。
	園庭遊具	概ね 3 歳児未満と 3 歳児以上の遊具を設ける。
	屋根付きテラス	雨と日差しがよけられるテラスを設ける。保育室から当該テラスを介して園庭に出る計画を推奨する。
	駐輪場	送迎用の駐輪場（屋根付き 30 台）とベビーカー置き場（屋根付き 10 台）を設ける。
	駐車場	保護者の送迎時に前面道路に渋滞が生じないよう、保育所用の駐車場を敷地内に 20 台以上確保するとともに、十分な乗降スペースを確保する。

（3）（仮称）保健センターの配置・諸室及び規模

（仮称）こどもセンターと一体の建物とする計画においては、計画地の中で最も石原小学校に近い北西に配置します。また、（仮称）こどもセンターと機能別に分けて２棟とする計画においては、休日・夜間急患診療所とのアクセスの良い北東に配置します。

施設は成人を対象とした健康相談、健康教育、特定保健指導及び精神保健に関する事業などと、乳幼児の健康診査、保健指導、育児や発育・発達に関する相談などに対応できる施設として、相談室、会議室、多目的室、事務室などの諸室で構成します。

１階または２階建てとし、延べ床面積は 2,300 ㎡程度とします。

構成する諸室とその概要は以下のとおりです。

機能・室名		概要
屋内機能	エントランス・待合ホール	風除室を設ける。教室開催時など人が集中したときのたまり場となる規模を確保し、健康マイレージ端末、体重・体組成計・体脂肪計、配架物、掲示版等を配置する。
	事務室	50 人程度の利用を想定した規模とする。カウンターを設け、相談窓口を設ける。
	相談室１・２	成人相談室として、４名用のテーブル・椅子が配置可能な相談室を２室事務室に隣接して設ける。
	多目的室	上履き利用とし、成人向け健康教室や親子のすくすくスクール、乳幼児健診等待合エリアとして利用。可動間仕切りにて２室に分けられるようにし、それぞれに下足入れを設ける。
	多目的室用機材室	健康教室等で使用する機材のほか、多目的室で使用する 50 人分のテーブル・椅子が保管できる倉庫。
	大会議室	親子や妊婦向けの各種教室を実施。100 人分のテーブル・椅子を配置可能な規模とする。可動間仕切りにて２室に分割可能な構造とする。
	会議室用倉庫	大会議室で使用する 100 人分のテーブル・椅子のほか、各種教室で使用する備品を収納できる倉庫。
	小会議室１～３	３室設け、それぞれ 16 人程度の親子向けの各種教室を実施。
	体位測定室	各種測定機器を配置し、健診を行う。
	着衣コーナー	乳幼児健診時の脱着衣のためのスペース。ベビーベッド 15 台を配置。
	相談室３～６	相談室・健診時の診察室として利用する。４名用のテーブル・椅子が配置可能な規模とし、４室設ける。うち２室にはベビーベッドを１台ずつ設置。
	歯科相談室	歯科ユニットを配置し、各種事業を実施。
	合同倉庫、防災用備品倉庫	書庫、ワクチン保管庫、倉庫。W900 D450 H1800 の棚が 120 台以上設置できる規模とする。区画できるよう、出入口を複数ヶ所設ける。
	トイレ	乳幼児トイレ、多機能トイレ、男女別トイレを設ける。ベビーカー利用者に配慮した構造・広さとする。
	更衣室	約 50 人分の男女別ロッカーを設置。シャワー付きとし、１階に設ける。
	給湯室	各階に設ける。
	その他	授乳室、清掃員休憩室、倉庫を整備する。

機能・室名		概要
屋内機能	外部用倉庫	15 ㎡程度とし、屋内からもアクセス可能な位置に屋外で使用する備品用の倉庫を設ける。
屋外機能	ウォーキングコース	敷地内を回遊できるウォーキングコースを設ける。
	健康遊具	ウォーキングコース沿いに健康遊具を配置する。
	駐車場	（１）（仮称）こどもセンター駐車場を参照。

利用イメージを以下に示します。



多目的室の利用イメージ

（４）休日・夜間急患診療所の配置・諸室及び規模

（仮称）保健センターと駐車場からのアクセスの良さを考慮し、北東に配置します。

施設は休日及び夜間の急患診療所として、受付、待合室、診察室、処置室、調剤室、事務室などの諸室で構成されるほか、感染症対策として隔離診察室を整備します。なお、諸室には手洗い場を設けるものとします。

１階建てとし、延べ床面積は 320 ㎡程度とします。

構成する諸室とその概要は以下のとおりです。

機能・室名		概要
屋内機能	エントランス	風除室を設ける。
	待合室	一般外来用の待合室。
	診察室１・２	12 ㎡程度の診察室を２室設ける。
	処置室	直接屋外へストレッチャーの出入りが可能な出入口を設ける。
	隔離診察室１・２	外部から直接出入りできる出入口を設ける。感染症対策のため、密閉できる構造とし、トイレを設ける。
	来院者トイレ	多機能トイレ、男女別トイレを設ける。親子便座やベビーベッドを設ける。
	受付・事務室	待合室に面した位置に設ける。
	調剤室	受付・事務室に隣接した位置とする。
	倉庫、書庫	倉庫は薬剤庫、書庫はカルテ保管庫として利用する。
	休憩室	看護師、事務員の休憩室。
	医師、薬剤師控え室	医師、薬剤師の休息スペース。
	更衣室	約 20 人分の男女別ロッカーを設置。
	給湯室	休憩室、医師、薬剤師控室に近い場所に設ける。
	トイレ（職員用）	来院者トイレと分けて、男女別に設ける。
屋外機能	駐車場	（１）（仮称）こどもセンター駐車場を参照。

１.４　計画案

計画案の作成にあたり、「全ての施設を 1 敷地、または（仮称）中央保育所を別敷地として 2 敷地とすること」、「（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体、または２棟とすること」、「（仮称）中央保育所と休日・夜間急患診療所は独立した建物とすること」を踏まえ、敷地の分割数と建物の棟数について、以下の 2 つのケースで詳細な検討を行いました。

①１敷地３棟案

全ての施設を 1 敷地に計画し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体の建物として３棟とする案

②２敷地４棟案

（仮称）中央保育所を別敷地として 2 敷地に分割し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを機能別に分けて 4 棟とする案

（１）敷地の検討

敷地計画の概要と特徴は以下に示すとおりです。

	１敷地	**２敷地**
概要	・全ての機能を１敷地に計画する。	・（仮称）中央保育所を別敷地として２敷地に分割。
各種手続き	・各種申請・手続きは１回で済むが、一度に全ての施設の手続きを行う必要があるため、準備に時間を要する。	・敷地別に各種手続きが必要となるが、それぞれのタイミングで手続きが可能。
出入口	・敷地あたりの出入口の数に制限がある。	・（仮称）中央保育所用とその他施設用のそれぞれに出入口を設けることが可能。
敷地内車路	・建物の計画位置によっては敷地内の車路が長くなる。	・道路に近い位置に駐車場を設けることで、効率的な施設配置が可能。
駐車場	・駐車場の集約や相互利用が可能となり、敷地の効率化が図れる。	・敷地ごとに駐車場を計画する必要がある。
配置計画	・敷地内に自由に計画が可能。	・前面道路要件により、施設配置計画に制限がある。
インフラ	・電気や給排水等のインフラ設備は、１か所からの引き込みとなる。 ・トラブルがあった際、全ての施設に影響を与える。	・敷地ごとに電気や給排水等のインフラ設備の引き込みとなる。 ・初期の設備設置費や基本料金をそれぞれに支払う必要がある。
その他	・インフラ設備が１本化しているため、建物別の譲渡は難しい。	・将来、（仮称）中央保育所の民間事業者への譲渡が可能。

（2）建物棟数の検討

建物計画の概要と特徴は以下に示すとおりです。

	３棟案	４棟案
概要	・（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを１つの建物に集約し、その他の機能を別の建物とした３棟案。	・４つの機能別に建物を計画。
利用者にとってのわかりやすさ	・市のサービス機能が集約しており、利用者にとって分かりやすい。 ・複数の相談を１つの建物内で済ますことができる。	・建物数が増えるため、利用者にとって目的の窓口がわかりにくい。 ・相談事項に応じて施設の移動が必要。
施設計画	・会議室、階段、昇降機、トイレ等の集約が可能となり、効率化が図れる。 ・複合施設とした場合、施設規模が大きくなるため、消防設備等の設置要件に影響を与える。 ・（仮称）こどもセンター・（仮称）保健センターについて、（仮称）こどもセンターのみでなく（仮称）保健センターの設計に関しても市の希望条件を設定することになるため、民間事業者の提案の自由度が低い。	・機能別にコンパクトな施設計画が可能。 ・階段、昇降機、トイレ等を施設ごとに設ける必要がある。 ・（仮称）こどもセンターの設計に関する市の希望条件を設定することになるが、民間事業者の提案に委ねることができる範囲が広く、自由度が高い。
運営	・運営区分ごとにシャッター等により区画することが可能。	・機能ごとに開館時間や運営区分を明確にしやすい。

（3）計画案

敷地の検討、建物棟数の検討を踏まえて作成した、１敷地３棟案と２敷地４棟案の配置検討図を次頁以降に示します。

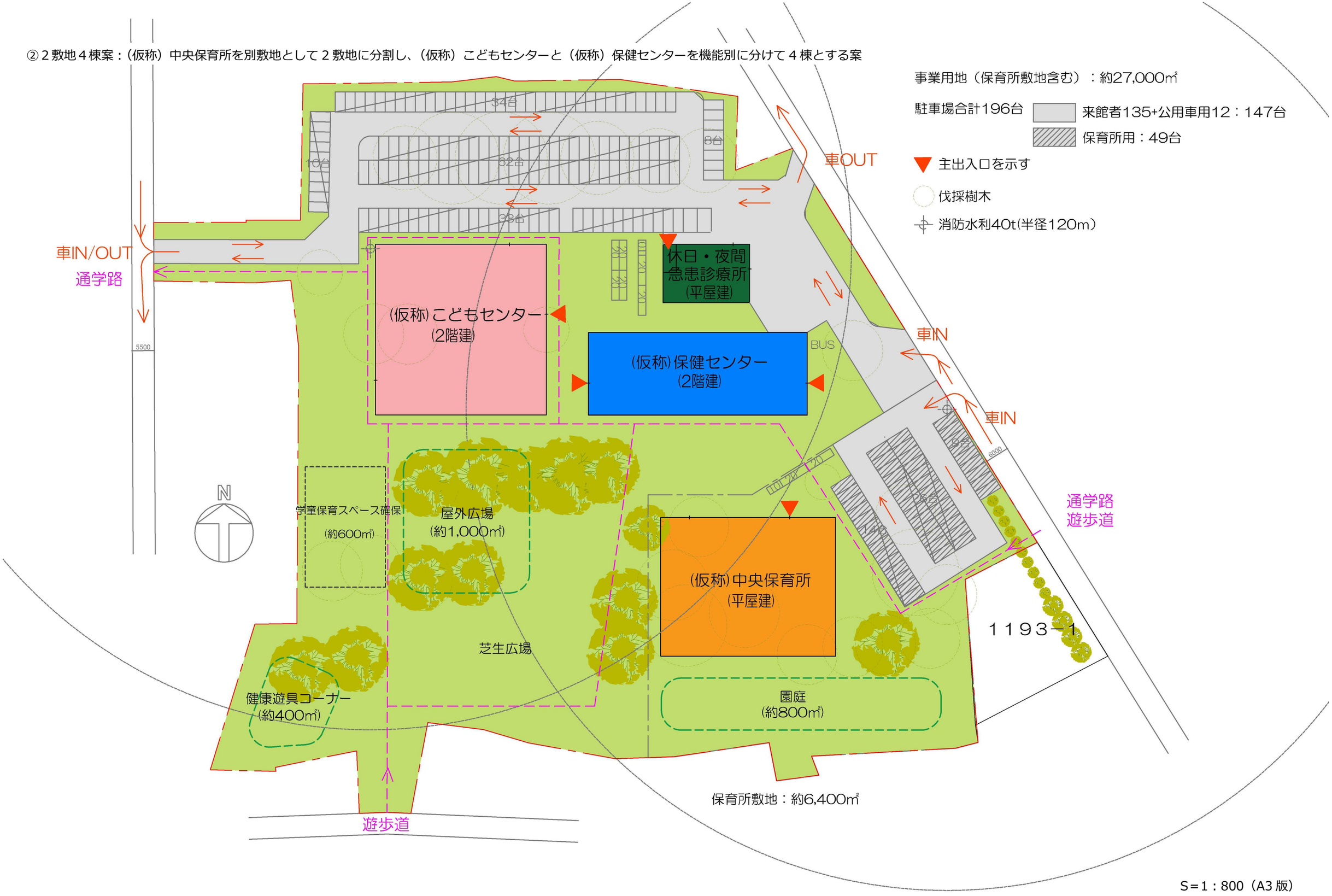
①１敷地３棟案：全ての施設を１敷地に計画し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体の建物として３棟とする案



保育所敷地：約6,400㎡

S＝1：800（A3 版）

② 2 敷地 4 棟案：（仮称）中央保育所を別敷地として 2 敷地に分割し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを機能別に分けて 4 棟とする案



S＝1：800（A3 版）

２．　事業手法の検討

新施設の整備に際し、熊谷市 PPP／PFI 導入ガイドラインに基づき、効果的で効率的な事業整備を図るため、民間活力の導入可能性について検討しました。

２.１　民間活力導入手法の導入範囲の整理

新施設の整備・維持管理・運営を行うにあたって必要となる業務の官民役割分担（案）を下表のとおり整理します。

また、設計・建設・維持管理について、敷地全体での一体的な計画が必要であること、効率化、事務負担の軽減の観点から敷地内でまとめて民間事業者に発注します。

導入機能	設計	建設	維持管理	運営
（仮称）こどもセンター	**民間**	**民間**	**民間**	**民間**※１
（仮称）中央保育所	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共
（仮称）保健センター	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共
休日・夜間急患診療所	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共

※１：子育て相談機能及び「くまっこるーむ」機能は公共の業務範囲とします。

※２：運営が公共の業務範囲となる施設の維持管理については、既存施設での維持管理の外部への委託範囲等を踏まえて決定します。

2.2　手法の概要と特徴

新施設を整備・維持管理する事業の事業手法としては、「公設公営」、「公設民営」及び「民設民営」に整理されます。各手法の概要は下表のとおりです。

事業方式		発注区分	資金調達	運営主体	施設所有権		
					建設期間	運営期間	事業終了後
公設公営	公設＋公共直営	建設/運営**分離**	公共	公共	公共	公共	公共
公設民営	公設＋指定管理	建設/運営**分離**	公共	民間	公共	公共	公共
	DBO ※1	建設/運営**一括**	公共	民間	公共	公共	公共
民設民営（PFI）※2	BTO ※3	建設/運営**一括**	民間	民間	民間	公共	公共
	BOT ※4	建設/運営**一括**	民間	民間	民間	民間	公共
	BOO ※5	建設/運営**一括**	民間	民間	民間	民間	-(解体・撤去)

※1：Design-Build-Operate の略。設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して民間事業者に委ねる方式。資金調達、施設の所有は公共が行う。

※2：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」いわゆるＰＦＩ法に基づいて実施される事業であり、施設の設計、建設、維持管理・運営を包括・長期契約にて、民間事業者に委ねる方式で、建設費等の初期投資額を民間資金で調達する方式。

※3：Build-Transfer-Operate の略。民間事業者が施設を建設（Build）し、施設完成直後に施設の所有権を公共に移転（Transfer）し、民間事業者が維持管理・運営（Operate）を行う方式。

※4：Build-Operate-Transfer の略。民間事業者が施設を建設（Build）、維持管理・運営（Operate）し、事業終了後に施設の所有権を公共に移転（Transfer）する方式。

※5：Build-Own-Operate の略。民間事業者が施設を建設（Build）、そのまま所有（Own）したうえで維持管理・運営（Operate）し、事業終了時点で民間事業者が解体・撤去等を行う方式。

2.3　手法の比較

2.2 で整理した事業手法について、下表のとおり比較しました。

事業手法		メリット	デメリット
公設公営方式	公設＋公共直営	・ 設計・建設・維持管理。運営について公共が全面的にかかわることが可能。 ・ 公共に熟知されたプロセスであり、事業者選定を短縮することが可能。	・ 設計・建設や運営、維持管理の各民間事業者のノウハウ活用による相乗効果が期待できない。 ・ リスクの負担が全て公共となる。 ・ 市は初期投資の調達が必要。
公設民営方式	公設＋指定管理方式	・ 公共に熟知されたプロセスであり、事業者選定を短縮することが可能。 ・ 複数年度の指定管理となるため、事業実施の確実性が高い。	・ 設計・建設と運営、維持管理の各民間事業者のノウハウ発揮余地が限定される。 ・ 施設整備については公共が全てリスクを負担する。 ・ 市は初期投資の調達が必要。
	DBO 方式	・ 一括発注により、設計・施工・維持管理・運営の各民間事業者のノウハウ活用が期待できる。 ・ 性能発注であるため、設計段階の行政職員の負担が軽減される。	・ 長期契約であるため、契約後の事業内容の変更の柔軟性が低い。 ・ ＰＦＩ法に準じた事業者選定を行うため、事業者選定に一定の期間を要する。 ・ 金融機関による監視機能がない。 ・ 市は初期投資の調達が必要。
民設民営方式（PFI 方式）	BTO 方式	・ 一括発注により、設計・施工・維持管理・運営の各民間事業者のノウハウ活用が期待できる。 ・ 民間資金の活用により、財政の平準化が図れる。 ・ 金融機関の監視機能が働く。 ・ 民間事業者に資産取得や所有に関する税負担が生じない。	・ 長期契約であるため、契約後の事業内容の変更の柔軟性が低い。 ・ ＰＦＩ法に則った事業者選定を行うため、事業者選定に一定の期間を要する。 ・ 新施設の整備等の導入や修繕の際には、市の確認や承諾が必要となり、民間事業者の自主性が一部制限される。
	BOT 方式 BOO 方式	・ 一括発注により、設計・施工・維持管理・運営の各民間事業者のノウハウ活用が期待できる。 ・ 民間資金の活用により、財政の平準化が図れる。 ・ 金融機関の監視機能が働く。 ・ 施設に関する設備投資や修繕については、民間事業者判断で実施可能になる。	・ 長期契約であるため、契約後の事業内容の変更の柔軟性が低い。 ・ ＰＦＩ法に則った事業者選定を行うため、事業者選定に一定の期間を要する。 ・ 民間事業者に資産取得や所有に関する税負担が生じるため、結果として公共が支払うサービス対価に上乗せされる。

3． 概算事業費

現段階における従来方式の概算事業費について算定しました。今後は、民間活力の導入等により、事業費の低減に努めます。

3.1 施設整備概算事業費

現段階における施設整備概算事業費について、下表のとおり想定しています。

単位：百万円

区分	金額（税抜）
設計費・工事監理費	191
建物工事費	2,633
その他費用 （開発許可申請費、各種手数料、 外構工事、備品調達費等）	511
合計	3,335

※（仮称）中央保育所備品購入費、（仮称）保健センター及び休日・夜間急患診療所の特殊備品購入費、引越費用は含みません。

3.2 維持管理運営概算事業費

現段階の民間事業者に委託等を行う範囲の年間の維持管理運営費概算事業費について、下表のとおり想定しています。

単位：百万円

区分	金額（税抜）
（仮称）こどもセンター維持管理・運営費	75
（仮称）中央保育所維持管理費	2
（仮称）保健センター維持管理費	7
休日・夜間急患診療所維持管理費	2
合計（年間）	86

※光熱水費、消耗品費は含みません。

※（仮称）こどもセンター以外の 3 施設は、公共による運営を想定しているため、運営費は含みません。

４． 事業手法の評価

前章までで検討した、各事業手法のメリット・デメリットや事業費とともに、民間事業者への市場調査の結果を整理し、事業手法を評価しました。

（１）定性的評価

ＤＢＯ方式の場合、一括発注による一定の民間事業者のノウハウの発揮は期待できますが、設計・建設と維持管理・運営の契約が分かれるため、ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式と比較して、維持管理・運営企業のノウハウが設計に十分反映されない懸念があります。また、設計・建設段階における公共管理負担があまり減らないことや、金融機関の監視がない点にも課題が残ります。

一方、ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式の場合、設計・建設から運営（(仮称）こどもセンターのみ）・維持管理までを一括して民間事業者に委ねることで、設計段階から維持管理・運営企業のノウハウが発揮された提案となることが期待できます。また、設計・建設に関しては民間に一括発注できること、金融機関のモニタリングによる安定的な事業経営等、新施設の魅力度向上が期待できます。

以上から、定性評価においては、ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式が最も望ましいと考えます。

（２）定量的評価

本事業の事業費から VFM※の算定をおこなったところ、ＤＢＯ方式は約３％、ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式は約２％の財政負担の縮減が期待できる結果となりました。

※：Value For Money の略。支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。従来方式と比較して、ＰＦＩ方式の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

（３）民間事業者の評価

全 23 社を対象に行った民間事業者への市場調査の結果は、ＤＢＯ方式が適切であると回答した企業が８社、ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式が適当であると回答した企業が９社でした。両方式とも一定の関心が見られます。

（４）総合評価

（１）～（３）の評価を下表のとおり整理しました。

	従来方式	ＤＢＯ方式	ＰＦＩ （ＢＴＯ）方式
定性的評価	△	○	◎
定量的評価	△	◎ 約３％	○ 約２％
民間事業者の評価	△ ２社/23 社	○ ８社/23 社	○ ９社/23 社
総合評価	△	◎	◎

以上から、ＤＢＯ方式及びＰＦＩ（ＢＴＯ）方式のそれぞれにメリット・デメリットがあり、総合評価としてはほぼ変わらない結果となりましたが、市の財政負担削減をより重視するという観点から、新施設の整備においてはＤＢＯ方式の導入が適切と考えます。

5． 整備スケジュール

前章までの検討を踏まえ、整備スケジュールは以下のとおり予定しています。

